

令和4年6月27日
農林水産部長専決

八代市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、燃油価格の高騰による農業者の負担を軽減し、もって農業経営の安定に寄与することを目的として、予算の範囲内で八代市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 本市に住所を有している者であること。
- (2) 市税の滞納がない者であること。
- (3) 農業用ハウス等において野菜、果樹、又は花き類の生産（以下「施設園芸」という。）を行う農業者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が施設園芸において加温を目的に使用したA重油又は灯油（令和3年9月1日から令和4年4月30日までの間に購入したものに限る。以下「対象油種」という。）の購入費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、対象油種の購入量に1リットル当たり5円を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八代市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（様式第2号）
- (2) 対象油種の購入数量が分かる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和4年9月16日までに行わなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、八代市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業補助

金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（関係書類の整備）

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整備し、これを前条第1項の規定による交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補助金の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、八代市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業補助金返還命令書（様式第4号）により、期限を定めてその一部若しくは全部の返還を命ずるものとする。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （2）この要領の規定に違反したとき。
- （3）その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、農林水産部長専決の日から施行する。
（かんきつ類の果樹のうち不知火を生産する者に対する第3条の規定の読替え）
- 2 かんきつ類の果樹のうち不知火を生産する者に対する第3条の規定の適用については、同条中「令和4年4月30日」とあるのは、「令和4年6月30日」とする。
（この要領の失効）
- 3 この要領は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。